

「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」
の一部改正案について

1. 背景

近年、消費者ニーズの多様化等を背景として、ラストワンマイル輸送における需要が高まる時期が変化していること、また、需要に対応しつつも輸送の安全等を十分に担保し得ることが求められていることを踏まえ、繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可の運用について趣旨を明確化するとともに、期間等について所要の見直しを行う。

2. 概要

- 許可の対象は、貨物自動車運送事業者の繁忙期の運送需要に対応するための、①営業所から近距離の限られた区域内で行われる、住居への配送等のラストワンマイル輸送としての貨物の有償運送、②その他公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において地域の実情に応じて認めるものに限り、許可は、公共の福祉を確保するためやむを得ない限度において行うこととする。
- 自家用自動車の有償運送利用の許可の対象となる期間について、年間の輸送需要の実態を踏まえ、輸送需要が増大する時期に輸送力を確保できるよう、以下のとおり見直すこととする。

改正後の期間	現行の期間
① <u>春期繁忙期</u> 毎年 <u>3月10日から同年3月31日</u> <u>まで</u> 、 <u>4月20日から同年4月30日</u> <u>まで及び5月6日から同年5月15日</u> <u>まで</u>	① <u>年末年始繁忙期</u> 毎年 <u>11月10日から翌年1月10日</u> <u>まで</u>
② <u>夏期繁忙期</u> 毎年 <u>6月15日から同年8月12日</u> <u>まで</u>	② <u>夏期繁忙期</u> 毎年 <u>6月1日から同年8月31日</u> <u>まで</u>
③ <u>秋期繁忙期</u> 毎年 <u>9月1日から同年11月30日</u> <u>まで</u>	③ <u>秋期繁忙期</u> 毎年 <u>9月1日から同年11月30日</u> <u>まで</u>
④ <u>年末繁忙期</u> 毎年 <u>11月10日から同年12月31日</u> <u>まで</u>	

- 許可の申請を行うことができる期間は、上記の期間のうち一車両ごとに毎年90日を上限とする。

- 許可は引き続きそれぞれの繁忙期ごとに行うものとするが、改正後の各期間に係る許可については、一年ごと一括して申請することができることとする。
- 申請に係るトラック運送事業者が、過去の許可時に運転者に対して適切に指導等を行っていなかったと認められる場合は、当該トラック運送事業者が運送需要者である申請に係る許可を原則として行わないこととするとともに、許可期間中に同様の事情が認められる場合は、当該許可を原則として取り消すこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出	平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月
通達施行	平成 31 年 2 月